

別紙 1

地域登録検査機関の登録等申請手続マニュアル

第 1 地域登録検査機関の登録等の申請

1 登録等申請書

(1) 登録の申請

要領 I の第 1 の 1 に規定する地域登録検査機関の登録の申請は、様式第 1 - 1 号に次に掲げる書類を添付して申請する。

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員の氏名及び住所を記載した書類

ウ 申請日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書

エ 申請日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画並びに当該両事業年度の収支計算に関する書類（申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。）

オ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類

カ 検査場所（年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。以下同じ。）に関する書類（所在地の地図・見取り図、検査場所の写真（全体・内部等）及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類（登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等））

キ 農産物検査に必要な器具機材の写真

なお、計量法（平成 4 年法律第 51 号）に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

(2) 登録更新の申請

登録更新の申請をしようとする地域登録検査機関は、様式第 1 - 2 号に（1）の申請書類を添付して申請する。

なお、過去に提出した申請書類に変更がない場合は、その旨を記した書面を添付して申請することにより、当該申請書類の添付を省略することができる。

(3) 変更登録の申請

ア 変更登録の申請をしようとする地域登録検査機関は、様式第 1 - 3 号に次に掲げる事項を記入し、（1）の申請書類のうち変更しようとする内容に関連する書類を添付して申請する。

（ア）地域登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、登録の区分又は登録検査機関が農産物検査を行う区域のうち変更しようとする事項

（イ）1 年間に行おうとする農産物の種類ごとの品位等検査の検査見込数量又は 1 年間に行おうとする成分検査の検査見込件数

（ウ）農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

（エ）農産物検査を行う場合に用いることとしている機械器具その他設備及びその

所在場所

イ 知事は、農産物検査を行う区域の増加に係る変更登録をしようとする地域登録検査機関から、基本要領に規定する変更登録に係る申請書の提出があった場合は、当該地域登録検査機関に係る以下の書類の写しを紙媒体又は電子媒体により申請書に添付して地方農政局長に進達する。

(ア) 検査機関登録台帳

(イ) 業務規程

(ウ) 直近の登録更新申請書（登録更新を行っていない場合は、登録申請書）

2 申請における留意事項

(1) 主たる事務所とは、登記事項証明書に記載された主たる事務所名を記載する。

(2) 従たる事務所とは、主たる事務所以外の事務所であって、検査場所を管轄し、農産物検査の請求書の受付、法第 25 条の帳簿の保存等農産物検査に関する事務を行う事務所を記載する。

従たる事務所は、組織規程等に記載された支店、支部、出張所等を記載する。

(3) 検査場所とは、法第 17 条第 2 項の 2 及び規則第 16 条の機械器具その他の設備を用いて農産物検査を行う場所をいう。

(4) 国内産農産物の検査を行う範囲とは、以下のいずれかに該当する区域で行うことができる。

ア 検査を受けようとする農産物の生産者が居住する区域

イ 検査を受けようとする農産物の生産地

(5) 隣接する都道府県において生産した農産物（以下「出作」という。）を当県において農産物検査を行う場合にあっては、以下の要件を満たしていなければならない。

なお、この場合、当該隣接都道府県に（2）の従たる事務所及び（3）の検査場所を設置しておく必要はないものとする。

ア 当該検査を行う登録検査機関に、当該隣接都道府県の農産物検査を行うことができる農産物検査員がいること。

イ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、農産物検査を行う区域として、都道府県を規定していること。

ウ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、銘柄検査を行おうとする都道府県の銘柄が規定されていること。

エ 当該検査を行う登録検査機関の業務規程に、イ及びウについて、出作の特例であることが記載されていること。

3 登録事項の変更の届出等

(1) 要領Ⅰの第 3 の 1 に規定する登録事項の変更は、様式第 2 号の登録事項変更届出書により届け出る。

(2) 要領Ⅰの第 3 の 2 に規定する業務の休止及び廃止の届出は、様式第 3 号の登録検査機関業務休止（廃止）届出書により届け出るとともに、次に掲げる書類を休止の

開始日又は業務の廃止日以降に提出する。

ア 地域登録検査機関の業務を休止する場合

休止の開始日が含まれる期間（農林水産大臣の定める様式及び農林水産大臣の定める期日（平成 13 年 3 月 22 日農林水産省告示第 445 号）の二の第 4 欄に掲げる期間をいう。以下同じ）の農産物検査の結果

イ 地域登録検査機関の業務を廃止する場合

（ア）業務の廃止日が含まれる期間の農産物検査の結果

（イ）登録抹消願書（様式第 10 号）

（ウ）次に掲げる証明書

a 地域登録検査機関の登録通知書（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第 1 号）

b 農産物検査員証（地域登録検査機関の登録等審査手続マニュアル様式第 6 号）

4 業務規程の届出等

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、法第 21 条第 1 項に基づく業務規程を様式例第 1 号に倣って作成し、知事へ届け出る。

なお、変更登録及び登録事項の変更等に伴い業務規程を変更するときも同様とし、検査場所の追加を行った場合には、登録申請と同様に確認ができる書類を添付する。

第 2 等級証印の管理等

1 等級証印の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第 4 号による等級証印印影届出書を知事に届け出る。

2 等級証印の管理

（１）地域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、業務規程に管理方法等を定める。

（２）地域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

3 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

4 検査証明事項の訂正方法

（１）広域登録検査機関は、農産物検査法第 13 条第 2 項に規定する紛らわしい表示とならないように、業務規程に検査証明事項の訂正方法を定めること。

（２）業務規程に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、別紙参考に示されている訂正方法によらなければならない。

- (3) 電子情報処理組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。

第3 帳簿

- 1 地域登録検査機関は、法第25条及び規則第22条の規定に基づき帳簿を作成し、これを保存する。

なお、帳簿の作成及び保存については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成16年法律第149号）第3条第1項及び第4条第1項に基づき行うことができる。

- 2 帳簿の様式については、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国内産農産物に係る品位等検査 様式第5号、5号—1及び5号—2
- (2) 外国産農産物に係る品位等検査 様式第6号
- (3) 成分検査 様式第7号

第4 成分検査業務の委託の届出

- 1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関（以下「委託登録検査機関」という。）は、規則第24条第1項の規定に基づき、様式第8号の成分検査業務委託届出書を作成し、あらかじめ知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

- 2 準則の作成

委託地域登録検査機関は、規則第24条第3項に規定する委託する業務に関する準則を様式例第2号に倣って作成し、成分検査業務の委託を受けた地域登録検査機関（以下「受託地域登録検査機関」という。）に示すものとする。

なお、当該準則については、1の届出と併せて知事に届け出る。

- 3 受託地域登録検査機関の受託の届出

準則を示された受託地域登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書に委託地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載し、知事に届け出る。

なお、当該届出にあつては、委託登録検査機関から示された準則の写しを添付するものとする。

- 4 委託事項変更の届出

委託登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第8号の成分検査業務

委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託地域登録検査機関に通知するものとする。

なお、委託の内容の変更に伴い準則を変更したときは、受託地域登録検査機関に通知するとともに成分検査業務委託変更届出書と併せて、知事に届け出るものとする。

5 受委託先の登録事項変更の届出

委託登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、法第17条第4項第6号に規定する当該地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を変更したときは、当該委託に係る契約相手方に通知するものとする。

なお、変更の通知を受けた委託登録検査機関又は受託地域登録検査機関は、様式第2号の登録事項変更届出書を知事に届け出るものとする。

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

- 1 地域登録検査機関は、農産物検査員証の記載内容に変更が生じたときは、様式第1－3号による地域登録検査機関の変更登録申請書又は様式第2号による登録事項変更届出書により知事に申請をするとともに、当該農産物検査員証を知事に返納する。

また、農産物検査員証を紛失したときは、様式第9号により再交付の申請を行う。

- 2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第10号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

(別紙参考)

検査証明事項の訂正方法

検査証明書			
何年産	①	種類	①
銘柄	②		
正味重量規格	何 kg	等級又は品位の測定結果	
③			

荷造り、包装及び左記の事項を証明する。

何 登録検査機関
④ 検査年月日

- ① 種類、年産・・・当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
- ② 銘柄・・・誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
- ③ 量目・・・基本要領別紙5手順8の⑤に規定された方法による。
- ④ 検査証明月日、登録検査機関名（機関名付き日付印）・・・誤って押印した場合は、
(ア) 誤印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。